

福井市監査告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による福井市職員措置請求について、同条第5項の規定により監査を行ったので、その結果を公表する。

令和3年6月29日

福井市監査委員	谷	川	秀	男
福井市監査委員	滝	波	秀	樹
福井市監査委員	下	畑	健	二
福井市監査委員	村	田	耕	一

## 住民監査請求監査 結果

### 第1 請求の收受

#### 1 請求人

福井市大東1-9-11 近藤實

#### 2 請求書の收受日

令和3年5月7日

#### 3 請求の内容

##### (1) 請求の要旨（原文のとおり。一部抜粋）

企業局上下水道経営部が、令和3年度下水道事業会計予算において、財政部へ予算要求した一般会計繰入金の計算において、緊特債元金償還に要する経費108,583千円、流域下水道建設臨時措置債元金償還に要する経費7,127千円、普及特別対策に要する経費4,271千円、及び臨時財政特例債元金償還に要する経費72,149千円（総額192,130千円）は資本的収入に計上しているが、収益的収入の分流式下水道等に要する経費の減価償却費（公共分）の計算中でそれぞれ同額が控除されている。このため、上記それぞれの金額に密度割合50%を掛けた金額分の総額96,065千円が、実質的に一般会計から繰出不足となっています。この事の根拠は別紙にて説明致しますが、上下水道経営部長は、正しく一般会計繰入金の計算を行い、一般会計から96,065千円を繰入れてもらうことを請求します。

現在、償還に関する経費（緊特債等）（以下、償還に関する経費（緊特債等）とは、分流式下水道に要する経費の内の、「償還に関する経費（緊急下水道整備特定事業債分）、償還に関する経費（流域下水道建設負担分）、償還に関する経費（普及特別対策事業債分）、及び償還に関する経費（特例措置・臨時財政特例債分）」を指すこととします）の50%が実質的に一般会計から繰出しされていない状況ですので、下水道事業会計は、この金額だけ現預金の収入が減ることになり、下水道事業会計に大きな損失を与えています。下水道事業は、福井市民から回収する下水道使用料（汚水私費）と、一般会計が負担する雨水公費及び汚水資本費で運営されているのですが、一般会計からの繰出しが適切に計算されず繰出し不足が発生する場合、その不足分は市民から徴収する下水道使用料を充てることとなります。平成31年1月から下水道使用料は20%の値上げとなりましたが、償還に関する経費（緊特債等）の50%が一般会計から繰り出しされない状態が続けば、今後また値上げをしなければならない状況が近いうちに到来すると考えます。なお、償還に関する経費（緊特債等）が一般会計から適切に繰り出しされない状態がいつから始まったかは不明ですが、私が一般会計繰入金の予算書を手に入れている平成26年度からは毎年同様の計算がなされています。償還に関する経費（緊特債等）の平成26年度から令和2年度までの累計は1,763百万円ですので、その50%の881百万円が繰入不足になっていると考えています。

公営企業である福井市下水道事業の損害（現預金の減少、利益の減少）を防止し、福井市の住民全体の利益を守るために適切な繰入がされることを求めて住民監査請求を行ないます。

##### (2) 請求書に添付された事実を証する書面

## 事実証明書

(令和3年度下水道事業への一般会計繰入金明細(当初予算)の[収益的収入]1(2)分流式下水道等に要する経費のうち、減価償却費(公共分)の正しい計算について)

- ・資料1 令和3年度 下水道事業会計への一般会計繰入金明細(当初予算)
- ・資料2 一般会計繰入金算定表3/4
- ・資料3 分流式下水道等に要する経費
- ・資料4 資本費に対する繰入及び交付税措置の一覧
- ・資料5 分流式下水道等に要する経費
- ・資料6 那須塩原市【繰出基準に基づく基準内繰入金】

### 4 請求の受理

令和3年5月25日の監査委員会議において、令和3年5月7日監査第17号住民監査請求(以下「本件請求」という。)が地方自治法第242条第1項及び第2項所定の要件を具備しているかについて審査を行った結果、受理し、監査することを決定した。

## 第2 監査の執行

### 1 監査対象事項

請求人は、上下水道経営部の一般会計繰入金に係る計算が誤っており、一般会計繰入金が不足して、その結果、近い将来に下水道使用料の値上げに至ると主張しているために、この主張の根幹となる一般会計から下水道事業会計への繰入金を監査対象とする。

### 2 監査対象所属(以下「関係人」という。)

財政部 財政課

企業局 上下水道経営部 経営管理課

### 3 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人から新たな資料の提出と陳述があった。

陳述は令和3年6月17日に行われ、当日に関係資料である「一般会計繰入金算定表3/4」と「所得税の計算、一般会計繰入金の計算」の提出があった。

### 4 監査の着眼点

一般会計繰入金について、請求人の主張するような問題があるのか  
住民監査請求制度の趣旨と本件請求との関係について

### 5 監査の実施内容

#### (1) 監査の方法

関係人から一般会計繰入金の関係書類を提出させて、内容を確認し精査した。また、監査に当たり不明な点は総務省等に直接問い合わせた。そのほかに請求人及び関係人の陳述を聴取した。

## (2) 監査の概要

実施場所：福井市役所 監査委員室

監査期間：令和3年5月27日から同年6月25日まで

監査を執行した監査委員：谷川秀男、滝波秀樹、下畑健二、村田耕一

## 第3 監査の結果

### 1 監査内容

#### (1) 請求人の陳述

##### 陳述要旨

- ・提出した請求書及びその添付資料に沿って、請求人の主張する計算式を中心とした説明があった。

現在の一般会計繰入金(分流式下水道等に要する経費)の計算式は、

「減価償却公共分(長期前受金戻入除く)×分流割合×密度割合 0.5 - 緊特債等 = 分流経費に要する経費」となっているが、これは誤りであり、

「(減価償却公共分(長期前受金戻入除く)×分流割合 - 緊特債等)×密度割合 0.5 = 分流経費に要する経費」とすべきとの説明だった。

##### 質疑応答

- ・監査委員から、「請求人は、請求人の主張する計算式のみが絶対的に正しいと主張するが、そう主張する根拠は何か、他の計算式が正しい余地はないのか。」との問いがあり、請求人から「私の言っていることが正しい、それに従って今の上下水道経営部が行っている一般会計繰入金の計算を直した方がよい。」との回答があった。
- ・監査委員から、「総務省の通知には、絶対的にこのようにしなければならない、計算式が一つだけというようには読み取れない。むしろ地方公営企業の実態に即して繰入れすべきと読み取れるが、請求人はどのように考えるのか。」との問いがあり、請求人から「総務省の通知には絶対とは書いていないが、基準や標準のようになっていると思うので、そのように繰入れしてほしい。」との回答があった。
- ・監査委員から、「住民監査請求の制度趣旨として、住民の利益を損なうのかどうかという点が大切だが、請求人はなぜ住民全体の利益を損なっていると考えているのか、その根拠、主張は何か。」との問いがあり、請求人から「繰入不足が何年も続いており、それが使用料の値上げにつながると考えている。」との回答があった。
- ・監査委員から、「請求人の計算式が正しく、上下水道経営部が行っている計算式が誤っており、繰入不足が発生しているから使用料値上げとなり、住民の利益を害するという話だと思うが、その話は請求人の主張が正しく今の計算式が誤っているということが前提となる。すると、請求人の計算式は絶対的に正しいということで間違いはないのか。」との問いがあり、請求人から「総務省の基準を絶対とは言わないが、それを根拠として考えており、絶対に近いと考えている。」との回答があった。
- ・監査委員から、「総務省は『地方公営企業の実態に即しながら』としており絶対的な計算式を示していないのではないのか、その理由として各地方公営企業によって実態が異なるので、絶対的な算式を示すことはできないのではないのか、一般会計との協

議のもとに決めているというのが実態なのではないか。」との問いがあり、請求人から「下水道事業の実態として多くの利益が出ている、一般会計が厳しいから繰入金  
を減らそうという議論に基づいて、それが議員を含めて皆のコンセンサスが取れて  
いればよいかもしれない。しかし下水道事業は自分たちの計算が妥当だというスタ  
ンスである。」との回答があった。

## (2)関係人の陳述

### 陳述要旨

- ・上下水道経営部の行っている一般会計繰入金の計算について、総務省の繰出基準に基づいて繰入れしているところだが、総務省は、安易に一般会計から繰り出しを行うことは慎むように通知している。そのために受益者負担の原則に基づいて、本来その経費は使用料で回収すべきところであり、使用料で回収できない部分のみ繰入れすべきと解釈している。
- ・総務省は具体的な計算方法について示していない。そのために公営企業実務提要を参考として、一般会計と企業会計との協議によって決めており、更に総務省に福井市の算定方法を照会したところ問題ないという確認を得ている。

### 質疑応答

- ・監査委員から、「上下水道経営部の行っている一般会計繰入金の計算について、地方公営企業の様々な事情を考慮した上で、一般会計と企業会計との協議で決めているという事で間違いないのか。」との問いがあり、関係人から「下水道事業は地方公営企業ということで独立している部分はあるが、一般会計繰入金については、福井市全体の大きな枠組みで考えるべきことと捉えている。市のさまざまな施策の重要性、緊急性を考慮した上で政策的に、あるいは財政的に判断すべきことであり、一般会計と企業会計との協議で決定していくべきものと考えている。」との回答があった。
- ・監査委員から、「請求人の算式、考え方についてどのような見方をしているのか。」との問いがあり、関係人から「総務省は具体的な計算方法を示していないが、その理由は整備状況や経営状況が各地方公営企業で異なるために、一つの正解や基準を示すことが出来ないと判断していると考えている。地方分権の時代において、一つの正解を示すのではなく、各自治体に委ねることが総務省の見解と捉えている。」との回答があった。
- ・監査委員から「一般会計と企業会計との協議により行っているとの話があったが、それで間違いないのか。」との問いがあり、関係人から「間違いない、毎年、予算要求や査定形で協議を行っている。」との回答があった。
- ・監査委員から「関係人の陳述の中で、上下水道経営部の行っている一般会計繰入金の計算について総務省に問題ないことを確認しているとの話があったが、それはいつ頃行われたものか。」との問いがあり、関係人から「今年の3月に県の市町協働課を通じて総務省に照会を行った。」との回答があった。

## (3)書類調査

一般会計繰入金について、請求人の主張するような問題があるのか、 住民監査請求制度

の趣旨と本件請求との関係についての2点から書類調査を行った。

一般会計繰入金について、請求人の主張するような問題があるのか。

調査した結果、以下のとおりとなった。

一般会計繰入金に係る根拠法令は、地方公営企業法第17条の2第2項(参考1)を根拠とし、これに基づいて総務省が各種通知を行っている。

総務省の通知である、「令和2年度の地方公営企業繰出金について(令和2年4月1日付総財公第77号 総務副大臣通知)」(参考2)には、分流式下水道等に要する経費に係る繰出基準について、「分流式の公共下水道に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。」とした上で、「地方公営企業の実態に即しながら、運営していただくようお願いいたします。」とある。

別の総務省の通知である、「下水道事業繰出基準の運用について(平成18年4月19日付総経第69号 地域企業経営企画室長通知)」(参考3)では「一般会計からの繰出金を重複して算定することのないよう留意すること」、「使用料で回収すべき部分にまで安易に繰り出しを行うことは受益者負担原則からみても厳に慎むべきもの」としており、その外に具体的に計算方式を定めていない。

さらに分流式下水道等に要する経費の算定方法については、公営企業実務提要(地方公営企業制度研究会編集 ぎょうせい発行 負担区分経費の基準と算定方法について809P)(参考5)では、一般会計と企業会計との協議により定めることとされており、「当初予算編成時において当該年度中における負担区分該当経費を企業会計と一般会計等が協議して算出し、負担額を決定して両会計予算に計上する方法」、「現実に当該年度に要した負担区分該当経費を精算して負担額を定める方法」、「現実に支出した経費が予算額と著しく相違する場合は現実に支出した経費相当額を負担額とする方法」等が考えられる、としており各自治体の判断に任せている。以上のことから、一般会計繰入金の算定は基本的に各自治体の判断であり、具体的には企業会計と一般会計等が協議して算出すべきものである。

公営企業実務提要(分流式下水道等に要する経費について841P)(参考4)に『汚水に係る資本費は、「雨水公費・汚水私費の原則」に基づき本来は使用料によって回収すべきものであるが、汚水公費分は分流式下水道の公的便益及び資本費格差に鑑みて繰り出しの対象となるものであり、法第17条の2第1項第2号にいう「能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難である経費」にあたるものである。よって、各団体ごとの資本費、使用料徴収の現状によって当然に繰り出すべき額は異なるもので、適正な使用料を徴収してもなお使用料で回収することが困難である経費が繰り出しの対象になるものであり、使用料で回収すべき部分にまで安易に繰り出しを行うことは受益者負担原則からみても厳に慎むべきものである。』とある。

つまり、分流式下水道について、基本的に汚水しか流れないので、受益者負担原則により、その経費は使用料で回収すべきだが、資本費が高い等の理由により、使用料で回収できない部分のみ繰入れすべきという趣旨である。それを踏まえると下水道財政のあり方に関する研究会(総務省HP掲載)の資料(参考6)のように、必ずしも分流式下水道等に要する経費を繰入れしなくてよいと考えられる。

なお、念のために総務省に対して直接確認したが、「総務省としては、分流式下水道等に要する経費について、総務省の定める繰出基準より実際の繰入金が少ないからといって指導することはない。また全額繰入れなければならないとする通知もない。」とのことだった。

請求人は、緊特債等に密度割合 0.5 をかけるべきとしており、一般会計繰入額を増やすように主張しているが、請求人から提出された資料では他市事例等が添付されているだけで、その計算方法を採用すべき裏付けとなる有力な資料や根拠は見当たらない。のまとめとして、～ までの調査結果は次のとおりとなる。

一般会計繰入金の算定は基本的に各自治体の判断であり、具体的には企業会計と一般会計等が協議して算出すべきものである。

分流式下水道等に要する経費は、受益者負担原則に基づいて使用料で回収することが原則であり、必ずしも全額繰入れしなくてよい。

請求人は、請求人の立てた計算式に従い全額繰入するように主張しているが、その主張を裏付ける有力な証拠や根拠は見当たらない。

以上を踏まえると、本市の一般会計繰入金(分流式下水道等に要する経費)の算定方法は、総務省の各種通知や公営企業実務提要に基づいて、本市下水道事業の実態を考慮しつつ一般会計と企業会計との協議により定めており、請求人の主張するような問題はないと考えられる。

なお、総務省の通知「令和 2 年度の地方公営企業繰出金について(令和 2 年 4 月 1 日付総財公第 77 号 総務副大臣通知)」(参考 2)には「一般会計がこの基本的な考え方に沿って公営企業会計に繰出しを行ったときは、その一部について地方交付税等において考慮する」とあるが、本市の一般会計繰入金(分流式下水道等に要する経費)の算定方法は、総務省の通知の「基本的な考え方」に沿っており、問題はないために地方交付税に影響することはない。

#### 住民監査請求制度の趣旨と本件請求との関係について

両者の関係について整理した結果、次のとおりとなった。

そもそも地方自治法第 242 条に「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。)と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下「怠る事実」という。)があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」とある。

住民監査請求制度の趣旨は、住民が監査委員に対し、当該普通地方公共団体職員による違法又は不当な財務会計上の行為等に対する監査及び防止、是正の措置を請求することで、当該普通地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保することである。

そのため、監査の対象となる財務会計上の行為等は、当該普通地方公共団体に何らかの損害を与え、住民全体の利益に反する行為等であると解する。

今回の事例において、一般会計繰入金は、地方公営企業法に基づき、下水道事業の経営に係る経費の一部を負担するものとして一般会計から繰り入れるものであり、実質的には一般会計と公営企業会計である下水道事業会計間の公金の移動であることから、市に実質的な損害をもたらさない。

なお、請求人は一般会計から下水道事業会計への繰入計算の不備により繰入れ不足が生じ、その結果下水道事業に損失を及ぼし今後住民が負担する下水道使用料の値上げに至ることにより住民全体の利益が損なわれることをもって本件住民監査請求を行うと主張している。

しかし、先に触れたとおり一般会計と下水道事業会計間の繰入れに伴う公金の移動は、その件全体については本市内部における公金の減少がないといえ、それゆえこのことをもって本市に損害を与え住民全体の利益が損なわれるとはいえない。

また、今後の下水道使用料の値上げ（以下「値上げ」という。）に結びつく可能性をもって住民全体の利益が損なわれるとの主張に関しては、本件請求にある繰入れ不足が値上げにどう関係し、その結果いくらの値上げに至るのか請求の要旨からは読み取れない。

さらに値上げの一方、住民が受ける利益はどうかといった点も含めて、この値上げが住民の不利益に結びつくという主張は不明瞭というほかない。

以上のことから、本件請求は、住民監査請求制度の趣旨とそぐわないと考えられる。

## 2 結論

### (1) 主文

本件請求を棄却する。

### (2) 理由

本件請求に係る本市下水道事業会計の一般会計繰入金の算定方法について、地方公営企業法や総務省の各種通知、公営企業実務提要に基づいて、本市下水道事業の実態に即しながら、一般会計との協議により定めており、請求人の主張するような問題はなかった。

また、本件請求の内容は、一般会計繰入金について一般会計と下水道事業会計間の公金の移動であること、繰入れ不足が値上げにどう関係し、その値上げが住民の不利益に結びつくという主張が不明瞭ということから、市に実質的な損害をもたらさないと考えられる。

よって、本件請求には理由がないと認め、主文のとおり決定する。

## 参考資料

### 参考1 地方公営企業法

#### 地方公営企業法

##### (経費の負担の原則)

第十七条の二 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費

二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費

2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない

総財公第77号

令和2年4月1日

令和2年度の地方公営企業繰出金について(通知)

最近における社会経済情勢の推移、地方公営企業の現状にかんがみ、地方公営企業法等に定める経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するため、毎年度地方財政計画において公営企業繰出金を計上することとしています。

その基本的な考え方は、下記のとおりですので、地方公営企業の実態に即しながら、運営していただくようお願いいたします。

なお、一般会計がこの基本的な考え方に沿って公営企業会計に繰出しを行ったときは、その一部について地方交付税等において考慮するものですので、御承知願います。

貴都道府県内市町村等に対しましても、周知されるようお願いいたします。

記

(中略)

2 分流式下水道等に要する経費

(1)趣旨

分流式下水道(「公共下水道事業繰出基準の運用について」(昭和56年6月5日付け自治準企第153号)に基づくものをいう。)等に要する資本費の一部について繰り出すための経費である。

(2)繰出しの基準

分流式の公共下水道(特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道を除く。)並びに特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、特定地域生活排水処理施設、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

(中略)

14 その他

(1)趣旨

下水道普及特別対策要綱(平成8年4月1日付け自治準企第93号)により実施された事業に係る下水道事業債(普及特別対策分)並びに緊急下水道整備特定事業実施要綱(平成8年4月1日付け建設省都下公発第145号及び自治準第90号共同通知)及び農業集落排水緊急整備事業実施要綱(平成5年4月1日付け5構改D第41号及び自治準企第90号共同通知)により実施された事業に係る下水道事業債(臨時措置分)並びに平成5年度の国庫補助負担率の恒久化に伴い、平成12年度までに許可された下水道事業債(特例措置分)の元利償還金について繰り出すための経費である。

(2)繰出しの基準

ア 下水道事業債(普及特別対策分)の元利償還金の55%に相当する額とする。

イ 下水道事業債(臨時措置分)及び下水道事業債(特例措置分)の元利償還金に相当する額とする。

下水道事業繰出基準の運用について(通知)

(中略)

1 「分流式下水道等に要する経費」の具体的な算定方法(金額)を定めるに当たっては、次の事項に留意すること。

(1)算定にあたっては、分流式下水道等に要する経費から「雨水処理に要する経費」、「高度処理に要する経費」及び「高資本費対策に要する経費」の対象となる資本費を控除し、残りの資本費について「分流式下水道等に要する経費」を算定することとし、一般会計からの繰出金を重複して算定することのないよう留意すること。

(2)「その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるもの」とは、適正な使用料を徴収してもなお使用料で回収することが困難であるものをいうものであり、適正な使用料を徴収することなく安易に一般会計からの繰出しを行うことは厳に慎まれないこと。

公営企業実務提要

問 下水道事業会計に対する一般会計からの繰出金について、平成18年度から「分流式下水道等に要する経費」が加えられたところであるが、その内容及び留意点について教示願いたい。

答 分流式下水道に係る汚水公費分を地方財政計画に計上したことに伴い、繰出基準において分流式下水道等に要する資本費の一部を一般会計から繰り出すべき経費とする改正を行うこととした。なお、汚水に係る資本費は、「雨水公費・汚水私費の原則」に基づき本来は使用料によって回収すべきものであるが、汚水公費分は分流式下水道の公的便益及び資本費格差に鑑みて繰り出しの対象となるものであり、法第17条の2第1項第2号にいう「能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難である経費」にあたるものである。よって、各団体ごとの資本費、使用料徴収の現状によって当然に繰り出すべき額は異なるもので、適正な使用料を徴収してもなお使用料で回収することが困難である経費が繰り出しの対象になるものであり、使用料で回収すべき部分にまで安易に繰り出しを行うことは受益者負担原則からみても厳に慎むべきものである。

公営企業実務提要

問 企業会計と一般会計との負担区分による経費は誰が定めるのか。またその基準と算定方法があれば教えて欲しい。

答 経費の負担区分に基づく経費については、企業の種類により異なることは当然であるが、その経費については、一般会計と企業会計との協議により定めることとされている。

したがって、各団体及び各企業においては、負担区分に基づく経費について一般会計と企業会計との相互間に、負担の方法、負担の額を明確に定めて置くことが望ましいものである。具体的には長と管理者が協議して定めることとなる。

経費の負担の額の算出については、法第17条の2第1項第1号経費については積み上げ方式によることが妥当と考えられるが、この場合、標準以下のもの、不当な投資、放漫経営による維持費というようなものは当然含まれないものと考えられる。特定収入(国庫補助金、分担金等)がある場合は、これらの収入を控除することはいうまでもない。

法第17条の2第1項第2号経費については、能率的な経営判断をどこに求めるかということが問題となるだろう。したがって2号経費については、事業の経営状況、民営同種事業の経営状況、その他当該企業の経営指標等により、あらかじめ当該企業のあるべき客観的な経営計画を作成した上で、当該企業の経営に伴う収入の額をこえる部分の額を算出することになるが、能率的な経営であるかどうかの判断は最終的には管理者において行うべきものと考えられる。この場合、一般会計等の責任者であり、かつ、当該企業を行う地方公共団体の代表者である長においても客観的に是認できるものでなければならない。

負担区分の原則に基づく負担額の決定に当たっては、当初予算編成時において当該年度中における負担区分該当経費を企業会計と一般会計等が協議して算出し、負担額を決定して両会計予算に計上する方法、現実に当該年度に要した負担区分該当経費を精算して負担額を定める方法、現実に支出した経費が予算額と著しく相違する場合は現実に支出した経費相当額を負担額とする方法等が考えられる。

団体別繰入方法

資料2-3

A市(法適)の繰入例

1 毎年度の建設事業費を、合流分・分流分に特定。



2 当年度の減価償却費から分流分を特定。

3 分流分を雨・汚水に按分(地財と同様、1割を雨水に充当)。

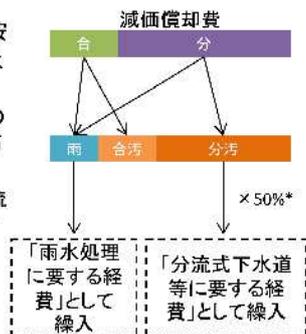
合流分を昭和56年の通知(別添参照)に基づき雨・汚水に按分。  
(昭和56年当時に算定した合流管事業の雨汚水比率を使用)

4 分流汚水分に地財ベースの汚水公費負担率\*を乗じて繰入額を算定【パターン1】。

\*分流式下水道等における地財ベースの汚水公費負担率

分流式	排水1割	排水2割
25以上50未満	5割	
50以上75未満	4割	
75以上	3割	
100以上	2割	

(※資料別添表4参照)



B市(法適)の繰入例

1 毎年度の地方債を、合流分・分流分に特定。



2 当年度の減価償却費から分流分を特定。

3 分流分を雨・汚水に按分。合流分も昭和56年の通知(別添参照)に基づき雨・汚水に按分。

4 汚水処理経費を全額料金収入で回収できているため、分流式下水道等に要する経費に係る繰入は0【パターン2】。

